

[事案 22-61] がん入院給付金請求

・平成 23 年 1 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

がんに罹患して入院しがん保険から給付を受け、その後 3 回にわたり入院したが、がんを直接の原因とする入院等に当たらないとして給付金が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 9 年 3 月、大腸癌で A 病院に入院し手術（S 状結腸切除術）を受け、加入していたがん保険により、入院および手術給付金を受け取った。その後、平成 9 年 6 月に約 12 日間（入院①）、平成 10 年 1 月下旬から約 12 日間（入院②、入院中に腸閉塞解除術を受ける）、平成 10 年 5 月下旬から約 8 日間（入院③）、それぞれ入院した（いずれも病名は、上記手術後の腸管癒着による術後腸閉塞との診断）。

そこで、がん入院給付金およびがん手術給付金の支払いを請求したところ、いずれの入院も手術も、約款に規定する「がんを直接の原因とする」入院または手術に該当しないとして、支払われない。下記理由により納得できないので、がん入院給付金およびがん手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 他社のがん保険にも加入しているが、他社からは争点となる期間についても「100%の支払い」を受けた。同じがん保険であるにもかかわらず、支払判断が分かれるのは、納得がいかない。
- (2) S 状結腸がんの手術が原因で、手術後に腸閉塞や腸管癒着などが発生し、入院および手術に至ったのだから、因果関係や関連性を認めて当該入院給付金および手術給付金を支払うべきである。
- (3) 加入したがん保険について、詳細な説明を受けておらず、保険会社の主張するような内容であれば、加入していたかも分からない。

<保険会社の主張>

下記により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 他社で保険給付の事実があったとしても、あくまで当社約款に従い査定を行うため、他社の保険給付結果が、当社の支払査定に影響することはない。
- (2) 合併症（手術併発症）による入院・手術は、約款の支払事由の一つである「がんの治療を直接の原因」とは解せないため、給付の対象には当たらない。
- (3) 申立契約は正常に書面の取り交わしによって成立しており、契約者には約款により契約するという意思が推認される。給付金の支払査定結果に不満があることを以って、契約時の説明不足を理由に約款の拘束力、附合契約性を否定することは適切ではない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および相手方会社双方から提出された書面等の内容にもとづき審理したところ、下記理由により、申立人の申立内容は認めることができないことから、相談所規

程第 44 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 支払事由該当性について

入院①～③と入院②の時になされた手術が、「がんを直接の原因とする入院（手術）」に該当するかについて検討したが、以下の理由により、いずれの入院も手術も「がんを直接の原因とする入院（手術）」には該当しないと言える。

<入院①について>

入・通院証明書によれば、「S 状結腸切除術施行し、経過順調にて退院。外来通院していたが、術後癒着性イレウスにて再入院」と記載されており、入院は合併症によるものであって、がんを直接の原因とはしていなかったと認められる。入院期間中には、がんの治療を目的とする治療もなされておらず、この点からも「がんを直接の原因とする入院」とは認められない。

<入院②および手術について>

診断書によれば、「S 状結腸癌に対する手術により、腸管癒着をきたし腸閉塞に至った」と記載されているが、入院証明書によれば、「腹痛が増強し、腸管膜血栓症の診断にて緊急開腹術を施行」と記載され、腸管膜血栓症の原因は「ウィルス性腸炎」と記載され、入院はウィルス性腸炎が原因で、がんを直接の原因とはしていなかったと認められる。また、手術も腸管膜血栓症に対する開腹手術であったと認められ、また、入院期間中には、がんの治療を目的とする治療もなされておらず、この点からも、同入院及び手術は「がんを直接の原因とする入院（手術）」とは認められない。

<入院③について>

診断書によれば、「S 状結腸癌に対する手術により、腸管癒着をきたし腸閉塞に至った」と記載されているが、診療録から読み取れる内容からすると、入院の原因について疑問があるが、入院は、がんを直接の原因とはしていなかったと認められる。そして、この入院期間中には、がんの治療を目的とする治療もなされておらず、この点からも、同入院は「がんを直接の原因とする入院」とは認められない。

(2) 申立人の主張について

下記の申立人の各主張については、いずれの主張も認めることはできない。

①がんの手術に起因する合併症について

申立契約は、「がんを直接の原因とする入院（手術）」の場合に給付金が支払われる内容であり、しかも、腸閉塞は、がんの手術に限らず開腹手術で一般的に生じる合併症であることからすると、がん保険の保障対象とすべきとは言えない。

②相手方会社の取扱いが他社と異なることについて

契約者にとって、同種保険であるのに保険会社によって取扱いが異なることに違和感があることは理解できるが、約款に基づく支払可否の決定は、各社ごとの判断によるものであることから、約款に違反していない限り、各社の判断に違いが生じることは、

やむを得ない事態と言える。

③約款についての説明不足について

「ご契約のしおり・約款」には、給付金が支払われるのは「がんを直接の原因とする入院（手術）」であることが明記されており、一読すれば理解できる内容と言える。がん保険という特定疾病を対象とする保険において、給付金の支払いは、がん治療のための入院や手術に限定されることは明らかであり、こうした事項の説明は、「ご契約のしおり」等に明記されていれば、詳細説明がなくても、保険会社の説明義務に反するものではない。また、合併症に適用がないことの説明も、契約者から格別に確認を求められた時は別として、そうでない時に、合併症の場合の適用の有無についてまで説明をする義務は認められない。